

令和8年度 スタートアップ共創型事業補助金交付要領

重要な事項についての説明

- ①補助金の窓口は磐田市産業政策課です。
 - ・補助金の申請は、事業担当者が磐田市産業政策課にご提出ください。
- ②国、県、市町等の他の補助金等とは重複して申請はできません。
 - ・同じ内容の事業について、国、県、市町等が助成する他の制度(補助金等)とは重複して申請することはできません。
- ③過去、同一の補助金が交付された事業の継続にあたる事業は申請できません。
 - ・継続にあたるかの判断については、申請前に産業政策課にご相談ください。
- ④補助金の交付決定は、1事業者につき1年度あたり1回とします。
 - ※ただし、予算がなくなり次第終了となります
- ⑤補助対象事業は、公募による採択制とします。審査のうえ、交付決定又は不交付決定について通知します。
- ⑥対象となるのは、交付決定日から令和9年2月26日までに完了する事業のみです。(＝補助対象期間)
 - ・補助金の申請をした後、補助金の交付が決定すると「交付決定通知書」が送付されます。
- ⑦「交付決定通知書」の受領後でないと補助対象となる経費支出等はできません。
 - ・審査の結果、採択された場合、「交付決定通知書」が送付されます。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は「交付決定通知書」受領後から可能となります。
 - ・令和9年2月27日以降に支払うものは、対象外です。
 - ・支出行為は、現金、銀行振込及び口座振替のみ認められます。
(小切手・手形による支払いは不可)
- ⑧交付される補助金は「交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。
 - ・実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう修正を依頼します。

⑨消費税は対象経費に含みません。

- ・収支予算書、変更収支予算書、収支決算書に計上する費用については、すべて税抜で記入してください。

⑩補助対象事業の内容の変更には、事前の承認が必要です。

- ・交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「変更承認申請書」を磐田市に提出し、承認を受けなければなりません。
- ・事業計画変更において、交付決定額の増額は認められません。減額のみ変更可能となります。

⑪交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がない場合は、補助金は交付されません。

- ・交付決定後、採択を受けた事業者は補助事業を開始していただきます。補助事業の終了後は、補助事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書および支出内容のわかる関係書類等を、事業完了後7日以内又は令和9年2月26日いずれか早い日までに磐田市に提出しなければなりません。定められた期日までに、実績報告書等の提出が確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、補助金の交付ができません。必ず期日を守って提出してください。

⑫補助事業関係書類は事業終了後5年間保存しなければなりません。

- ・補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした証拠書類等を補助事業完了後5年間保管しなければなりません。

⑬補助事業完了後もフォロー調査を実施します。

- ・補助事業完了後、一定期間、磐田市産業政策課によるフォロー調査を実施します。

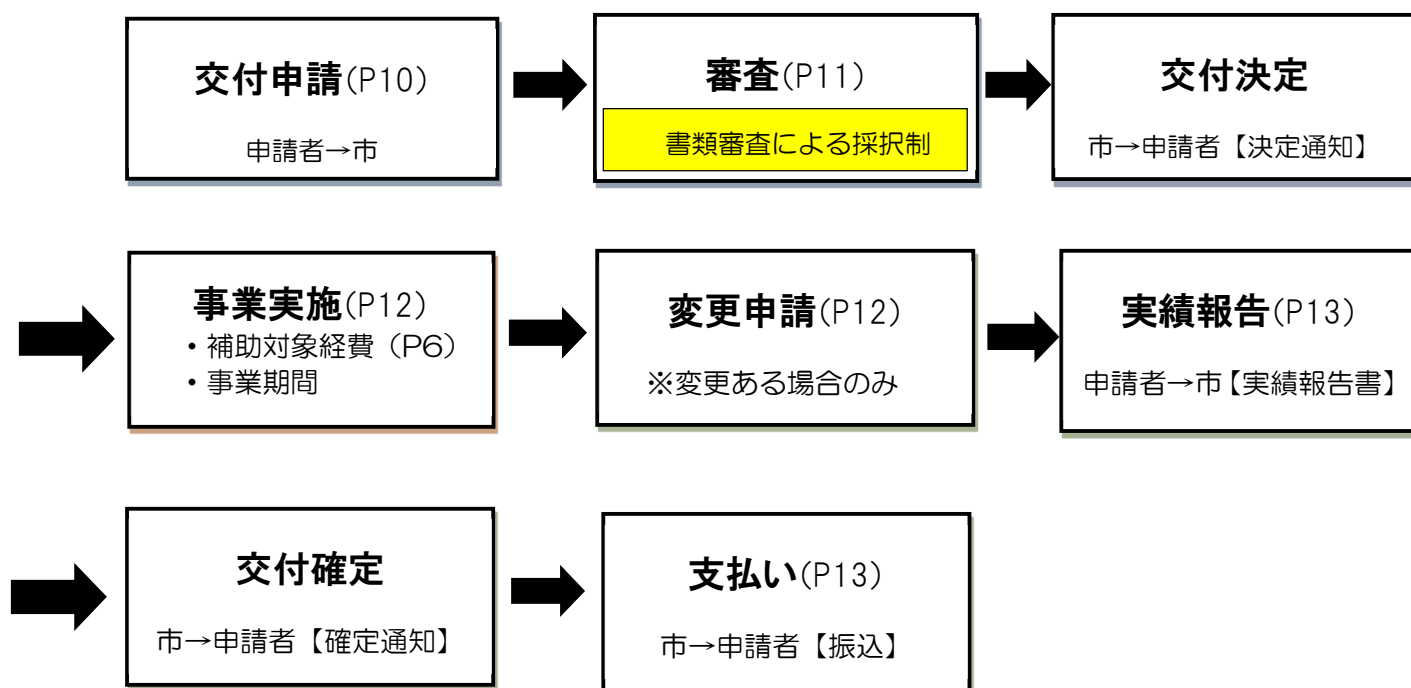
－目次－

1 事業概要	-----	4
2 全体の流れ	-----	4
3 補助対象者	-----	5
4 補助対象事業	-----	5
5 補助の内容(補助率、補助上限額)	-----	5
6 補助対象経費	-----	6
(1)対象となる費目と内容	-----	6
(2)経費全般に関する留意点	-----	9
7 申請について	-----	10
(1)提出書類	-----	10
(2)提出期限(公募スケジュール)	-----	10
8 採択審査	-----	11
9 事業実施	-----	12
10 変更について	-----	12
11 事業実績の報告	-----	13
12 補助金の支払い	-----	13
13 その他の留意事項	-----	13
14 提出書類の様式等	-----	14

1 事業概要(要綱第1条)

この事業は市内の中小企業者等がスタートアップとの共創による新事業を創出し、地域経済活性化を図るため、スタートアップと協業して事業を実施する中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

2 全体の流れ



※詳細は本要領中()内のページを参照してください。

【提出先・問い合わせ先】

磐田市 産業政策課

〒438-8650 磐田市国府台3-1

TEL:0538-37-4904 FAX:0538-37-5013

MAIL:sangyo@city.iwata.lg.jp

3 補助対象者(要綱第3条)

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は当該中小企業者が組織する団体で次に掲げる者をいう。

- (1)市内に事業所、事務所、店舗及び施設を有するもの
- (2)市税の滞納がないこと
- (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業又は同法第33条第1項に規定する深夜における酒類提供飲食店営業の対象となる営業を営む事業主でないこと
- (4)宗教活動又は政治活動を行うことを目的とする事業の事業主でないこと
- (5)暴力団員に対する不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及び、その利益となるような活動を行う事業主でないこと

4 補助対象事業(要綱第4条)

補助対象者がスタートアップとの協業による新事業創出事業であって「8. 採択審査(P12)」に基づき審査する。

- (参考)・申請者とスタートアップが協業し、双方の技術・ノウハウ等を活用した共同事業であること
- ・革新的な技術・ビジネスモデル等により新たな市場・付加価値を創出する事業であること
 - ・試作開発、技術検証、実証実験等を通じて、事業化(量産・サービス提供)に向けた具体的な検証を行う事業であること
 - ・補助事業終了後の量産化・サービス展開を前提とした事業計画を有すること

本補助金におけるスタートアップの要件

- (1)中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
又は大学若しくは高等専門学校の研究者
- (2)革新的な技術、サービス又はアイデアを持っている

5 補助内容(要綱第6条)

補助率	補助金額上限
補助対象経費の1/2	100万円

6 補助対象経費(要綱第6条)

- ① 原材料費 ② 部品等購入費 ③ 開発設計費 ④ 試験委託費 ⑤ 調査委託費
⑥ 機器、設備等のリース料及びレンタル料 ⑦ 消耗品費

(1)対象となる費目と内容

① 原材料費

試作品の製作や技術検証に直接使用される素材・原料の購入経費

[留意点]

- ・補助対象として申請するものが、補助対象期間に全て使い切ったことがわかるよう、在庫状況の記録を提出する事
- ・販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費は補助対象外とする。(試作品の開発に必要な経費は対象)

【対象となる経費例】

- ・試作品の開発に必要な原材料(金属、樹脂、薬品)の購入

【対象とならない経費例】

- ・量産や販売を目的とした原材料の調達
- ・汎用品の在庫補充にあたるもの
- ・他事業でも使用可能な材料等の大量仕入れ

② 部品等購入費

試作品等の構成要素となる既製部品・モジュールの購入経費

[留意点]

- ・試作品に組み込まれることが前提

【対象となる経費例】

- ・センサー、モーター、制御基板・市販ユニット(カメラ、通信機器等)

【対象とならない経費例】

- ・汎用PC、スマートフォン(目的外の利用に可能なもの)
- ・量産用部品の一括購入
- ・完成品の購入

③ 開発設計費

補助対象事業にあたる新製品・新サービスの設計、開発に係る人件費および外注設計費(開発設計に係る委託費を含む)

[留意点]

- ・作業時間×単価による根拠を掲示すること(一式表示不可)
- ・開発設計の外注費、委託費は見積書、契約書を掲示すること

【対象となる経費例】

- ・設計、開発担当者の人件費
- ・ソフトウェア開発費
- ・試作設計費

【対象とならない経費例】

- ・通常業務の人件費・営業、販促関連の人件費

④ 試験委託費

自社で対応できない製品、技術の性能、安全性等を確認するための試験、評価の外部委託費

[留意点]

- ・試験の目的と補助対象事業との関係を明確にすること。
- ・試験結果の報告を報告資料に添付すること。

【対象となる経費例】

- ・強度試験、耐久試験
- ・電気、安全規格試験

【対象とならない経費例】

- ・社内で実施可能な試験の外注
- ・認証取得のみを目的とした試験

⑤ 調査委託費

自社で対応できない事業化に向けた市場、技術、制度等に関する専門的調査の外部委託費
補助対象事業に必要な通訳又は翻訳のために支払われる経費

[留意点]

- ・調査結果が事業計画にどう反映するかを明確にすること。
- ・成果物(調査報告書)は実績報告書に提出すること。

【対象となる経費例】

- ・市場調査(需要分析)
- ・技術動向調査
- ・法規制、認証調査

【対象とならない経費例】

- ・実態のない報告書(一般的な情報収集レベルの調査)
- ・営業リストの作成

⑥ 機器、設備等のリース料及びレンタル料

試作、実証に必要な機器、設備の一次的使用に係る費用

[留意点]

- ・補助対象期間内の使用分のみ対象
- ・補助対象事業の使用分だとわかるように明確にすること
- ・使用目的、期間を明確にすること

【対象となる経費例】

- ・試作用加工機のレンタル
- ・測定機器のリース
- ・実証用機器の短期利用

【対象とならない経費例】・機器の購入費

- ・汎用PC、事務機器

⑦ 消耗品費

試作、開発、実証に伴い使用される低額(1件10万円未満)、短期使用(耐用年数1年未満)の物品を購入する経費

[留意点]

- ・試作、開発、実証に直接必要なものであること

【対象となる経費例】

- ・工具
- ・試験用消耗品
- ・配線材、接着剤

【対象とならない経費例】

- ・文房具、コピー用紙等の一般事務用品
- ・資産性の高いもの
- ・汎用性の高い備品

(2) 経費全般に関する留意点

ア 当該事業の実施に直接必要であり主として当該事業の用に供されるものを補助対象とする。なお、一般的な用途に供し得る汎用品であっても、当該事業における使用が主目的であり、かつその必要性が明確に説明できる場合は、事務局と協議を実施の上、判断する。

イ 事務用品等の消耗品は補助対象としないこと。

ウ 新製品・新サービスの開発に結びつかない職場・店舗内等の環境整備のみにかかる費用は補助対象としないこと。

エ 対象となる経費は、発注(契約)から支払までが補助対象期間内にあるものに限ること。交付決定前に発注・契約、購入、支払い(前払い含む)等を実施したものは対象外とする。

オ 支払をしたことが客観的に証明できる証拠書類(発注書、請求書等)が保管されているもののみを補助対象とすること。

カ 支払は、現金、振込及び口座振替のみ認め、手形、小切手、相殺払等は認めないこと。口座振替のうちクレジットカードでの支払については、カード名義が補助事業者と同一である場合のみ対象とし、支払日が補助事業期間内にある1回払いのみ認めること。

キ 消費税は補助対象としないため、交付申請等に当たっては消費税抜きの金額を用いること。公共交通機関の運賃のように内税表示の場合は、表示額に100/110等適正な率を掛けて1円未満を切り捨てた金額とすること。

ク 振込手数料、代引手数料等は補助対象としないこと。

ケ 消費税抜き50万円以上で取得した財産は、処分制限財産に該当し、補助事業期間終了後も原則、一定期間(※)は市の承認なしに処分(補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供すること)ができない。承認を受けずに処分をすると、補助金の返還を求める場合がある。

(※)減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数等に相当する期間をいう。

7 申請について(要綱第7条)

(1) 提出書類

- ・交付申請書(様式第1号)
 - ・事業計画書(様式第2号) ※詳細については別紙資料の添付も可<別紙枚数制限:3枚>
 - ・収支予算書(様式第3号)
 - ・収支予算書の根拠となる資料(見積書等)
 - ・法人の場合は決算書(貸借対照表、損益計算書)、法人事業概況説明書(両面)
個人事業主の場合は確定申告書 ※直近の1期分
 - ・会社案内等
- 協業先の証明書類
(事業者)・決算書(貸借対照表、損益計算書)、法人事業概況説明書(両面)
(研究者)・在籍証明やe-Rad(研究者番号)等の登録情報など

指定の様式は、磐田市ホームページよりダウンロードしてください。

https://www.city.iwata.shizuoka.jp/sangyou_business/kigyou_shien/1011014/1016413.html

(2) 公募スケジュール

公募による採択制とする。公募スケジュールは以下のとおり。

募集開始日	提出期限	採択発表
令和8年5月 12 日(火)	令和8年6月 19 日(金)	令和8年6月 25 日(木)

※予算がなくなり次第終了とする。また、予算執行状況により、変更する場合がある。

8 採択審査(要綱第9条)

(1) 交付決定について

補助金の交付は、申請された内容について「表1 審査項目及び評価内容」に基づいて審査を行った上で補助金の交付事業者を決定する。

表1 審査項目及び評価内容

事業内容に係る項目	新規性	<p>【共創の戦略性＝新規性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内企業単独では難しい取組であり、スタートアップとの協業で新たな付加価値が生まれるか(成長分野) ・協業内容は技術・サービス・ビジネスモデルの独自性があるか ・単なる営業ではなく、新規の共同開発・事業化が前提か
	将来性	<p>【事業の成長性・波及性＝将来性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場拡大や売上増加が見込まれるか ・市内産業への波及効果が期待できるか(横展開)
	優位性	<p>【スタートアップの技術力＝優位性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該分野に優位性のある技術・ノウハウを有しているか ・知財・特許・独自アルゴリズム等により模倣困難性あるか
地域貢献に係る項目	持続性	<p>【補助期間終了後の協業事業の計画性＝持続性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助終了後も協業事業を磐田市内で継続する中長期計画があるか
	経済発展性	<p>【市内への定着性、現実性＝経済発展性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内での事業拡大・雇用・設備投資等につながるか ・市内展開・調達や将来的な拠点設置の可能性(活動計画)があるか

(2) 結果の通知

申請者全員に対して、交付決定または不交付決定を通知する。

採択案件については、補助事業者名、代表者名、補助事業名、事業概要、住所、業種、および補助金交付申請額を公表することがある。

※採択審査の結果、審査の内容についての問合せには応じかねます。予めご了承ください。

9 事業実施

補助金は、交付決定日から当該年度の令和9年2月26日までに行ったものが対象となる。交付決定前に発注、契約したもの、令和9年2月27日以降に支払をしたもの等は対象外とする。

磐田市は、実施計画の進捗把握を行うため、補助事業期間内に必要に応じて面談又は電話形式でヒアリングを実施する場合がある。

※採択された場合においても、交付決定時点で対象外経費の計上等の不備が発見された場合には、申請書類の訂正・再提出を求めることがある(「補助対象経費(P6)」を確認すること)

10 変更について(要綱第11条)

外部環境の変化等により当初の計画を変更(軽微な変更を除く)しようとするときは、あらかじめ磐田市に報告し、必要書類を提出のうえ、承認を受けなければならない。

※事業計画変更において、交付決定額の増額は認められない(減額のみ変更可能)

※収支予算書の内訳が変更する場合には、速やかに市へ報告することとする

[提出書類]

- ・変更承認申請書(様式第7号)
- ・変更事業計画書(様式第2号)
- ・変更収支予算書(様式第3号)
- ・変更収支予算書の根拠となる資料(見積書等)

11 事業実績の報告(要綱第13条)

補助事業が終了した後は、事業完了後7日以内または、令和9年2月26日までのいずれか早い日までに、所定の提出書類を磐田市に提出する。磐田市において、適正に補助事業が行われたことが確認されたときのみ、補助金が支払われるものとする。

[提出書類]

- ・完了報告書(様式第9号)
- ・事業実績報告書(様式第10号)
- ・収支決算書(様式第3号)及びその根拠となる書類(領収書の写し等)
- ・事業の実施経過が確認できる書類・写真等

【事業の実績経過がわかる書類・写真等についての例】

- ・補助事業により製作したものの写真
- ・補助事業により開始するサービスがわかるもの
- ・補助事業により実証した状況がわかる写真
- ・補助事業により実施した委託等による成果物等

12 補助金の支払(要綱第15条)

審査によって適正に補助事業が行われたことが確認されたときは、「交付確定通知書」を送付する。補助金の支払は、交付確定日から概ね1か月後となる。

13 提出書類の様式等

様式は、市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.iwata.shizuoka.jp/sangyou_business/kigyoushien/1011014/1016413.html

14 その他の留意事項

(1) イノベーション創出に係るイベントでの情報発信等へのご協力について

磐田市で実施するイノベーション創出に係るイベント(キックオフイベント、成果報告会等)において、当事業の内容について情報発信・登壇等に協力を依頼することがある。

(2) フォロー調査について

磐田市は、本補助金の事業成果検証や各種支援のため、補助事業終了後、補助対象者に対して面談によるフォロー調査を実施する。

[フォロー調査内容]

- ・補助事業の実施状況(当初のスケジュールに対して遅延しているか否か)
- ・補助事業による新たな売上(具体的な数値)
- ・新規雇用について
- ・補助事業により取得した財産等について
(補助金の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付けまたは担保に供していないか否か)

※フォロー調査は1年以内に行う

(3) 補助金の返還について

補助事業により取得した財産を、磐田市の承認なしに補助事業以外の目的で使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保してはならない。それらに該当する場合、補助金の返還対象となることがある。